

社団法人日本外科学会外科専門医制度規則施行規定

第1章 総則

第1条 社団法人日本外科学会(以下、本会と略記)外科専門医制度に関する業務は、本会外科専門医制度規則(以下、規則と略記)に定められたことのほかは、この規定によって行う。

第2条 本会外科専門医制度に関する業務を実施するため、全国を次の7地区に区分する。

- 1) 北海道地区(北海道)
- 2) 東北地区(青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島の各県)
- 3) 関東地区(東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟及び山梨の各都県)
- 4) 中部地区(富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知及び三重の各県)
- 5) 近畿地区(京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各府県)
- 6) 中国・四国地区(鳥根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛及び高知の各県)
- 7) 九州地区(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の各県)

第2章 予備試験

第3条 予備試験委員会の委員長(以下、予備試験委員長と略記)及び副委員長は、認定委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

第4条 予備試験委員会は、毎年、合議によって、次の年度の予備試験の期日、予備試験の開催地及び試験場その他の要項を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第5条 予備試験の受験者は、予備試験を受けようとする年の6月10日の午後5時までに必ず到着するよう、予備試験受験申請書類を予備試験委員会に提出しなければならない。予備試験の受験者は、予備試験委員会が定めた期日までに、受験料として10,000円を納付しなければならない。

第6条 予備試験委員会は、前条の期日までに提出された予備試験受験申請書類について、不備のないことを確認する。

第7条 予備試験委員会は、予備試験受験申請書類を、受理した日から1年間、日本外科学会事務所(以下、事務所と略記)に保管する。

第8条 予備試験委員会は、その年度の予備試験の受験者について、予備試験受験申請書類及び筆記試験によって審査を行う。

2 予備試験は、毎年8月、第4日曜日に東京都又は近県で実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、予備試験の期日及び開催地を変更し、又は追加することを妨げない。

3 予備試験の筆記試験の試験問題は、試験問題検討委員会及び試験問題検討小委員会が作成し、専門医認定委員会が承認したものとする。

第9条 予備試験の業務は、予備試験受験申請が行われた年の12月31日までに完了しなければならない。

第10条 予備試験委員会は、公開しない。

2 前項の規定にかかわらず、予備試験の受験者から請求があった場合は、予備試験の筆記試験の採点結果の一部を開示することができる。

第3章 専門医等の認定

第1節 専門医等の審査と認定

第11条 認定委員の定数は、理事会の議決を経て、理事長が決定する。

2 認定実行委員の定数は、理事会の議決を経て、理事長が決定する。

第12条 認定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の専門医の認定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。

第13条 認定委員会は、第20条及び第51条に定める申請期日までに提出された初回認定申請書類、更新認定申請書類、更新登録申請書類、暫定登録申請書類、及び特例初回認定申請書類について、不備のないことを確認する。

2 認定委員会は、初回認定申請書類、更新認定申請書類、更新登録申請書類、暫定登録申請書類、及び特例初回認定申請書類を、事務所に、受理した日から1年間、保管する。

3 認定委員会は、保管した初回認定申請書類を、試験委員の審査に供する。

第14条 認定委員会委員長(以下、認定委員長と略記)は、認定委員会の議決を経て、その年度の審査を行うために必要な試験委員の数を決定する。

2 認定委員長は、認定委員会の議決を経て、試験委

員を選任する。

- 3 試験委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 試験委員に欠員を生じたときは、認定委員長は、認定委員会の議決を経て、試験委員を補充することができる。
- 5 補充によって選任された試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 認定委員長は、審査期間の間、試験本部を設置し、試験業務を統括し、試験を円滑に実施するとともに、試験場の設営及び初回認定申請書類の管理を行う。

第16条 認定委員会副委員長は、認定委員長を補佐し、認定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第17条 試験委員は、初回認定申請者について、申請書類及び面接試験によって審査を行う。

第18条 認定委員会は、試験委員会の審査を経た初回認定申請者について審査を行う。

- 2 認定委員会は、更新認定申請者及び更新登録申請者並びに暫定登録申請者について審査を行う。
- 3 認定試験は、毎年11月、第1日曜日に東京都又は近県で実施する。ただし、やむを得ない理由があるときは、認定試験の期日及び開催地を変更し、又は追加することを妨げない。
- 4 専門医の認定及び認定登録医の登録の業務は、申請が行われた年の12月31日までに完了しなければならない。

第19条 認定委員会は、公開しない。

- 2 試験委員の氏名は公開しない。
- 3 試験問題検討委員会委員及び試験問題検討小委員会委員の氏名は、その任期中は公開しない。

第2節 専門医等の申請

第20条 専門医の認定又は認定登録医の登録を申請する者は、特例初回認定申請者を除き、審査を受けようとする年の6月10日の午後5時までに必ず到着するよう、初回認定申請書類、更新認定申請書類、更新登録申請書類又は暫定登録申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第21条 初回認定申請者は、認定委員会が定めた期日までに、初回申請手数料として20,000円を納付しなければならない。

- 2 更新認定申請者及び更新登録申請者並びに暫定登録申請者は、認定委員会が定めた期日までに、申請

手数料として10,000円を納付しなければならない。

第22条 初回認定申請者は、申請時において、次の各号の修練の実績を有していなければならない。規則第6条第3項ただし書の規定は、この場合に準用する。

1) 診療経験

修練開始登録を申請した後に、本号に定めるすべての手術例数を含み、かつ、別に定める350例以上の手術に従事し、そのうち術者として120例以上の手術を行っていること。ただし、本号に定める診療経験を証明するため、手術経験と対応する症例別の病歴抄録を作成し、試験委員に提示することができなければならない。

- | | |
|---------------------|-----|
| イ) 消化管及び腹腔内臓 | 50例 |
| ロ) 乳腺 | 10例 |
| ハ) 呼吸器 | 10例 |
| ニ) 心臓及び大血管 | 10例 |
| ホ) 頭蓋内血管を除く末梢血管 | 10例 |
| ヘ) 頭頸部及び体表並びに内分泌外科 | 10例 |
| ト) 小児外科 | 10例 |
| チ) 外傷 | 10例 |
| リ) 腹腔鏡及び胸腔鏡を含む内視鏡手術 | 10例 |

2) 業績

修練開始登録を申請した後に、筆頭者として、学術集会又は学術刊行物に研究発表又は論文発表をしていること。ただし、本号に定める業績は、すべて認定委員会の審査によって、適当と認められた学術集会又は学術刊行物に発表されたものでなければならない。

- 2 更新認定申請者及び更新登録申請者並びに暫定登録申請者は、申請時において、過去5年の間に、日本外科学会定期学術集会に、1回以上、出席したことを必須とし、かつ、次の各号の学術集会に出席し、合計して30単位以上の研修実績を有していること。ただし、本号に定める単位は、各号の学術集会の1回の出席について所定の単位を算定するものとし、かつ、すべて参加証(写)又は証明書によって出席したことを証明できるものでなければならない。

- | | |
|-------------------|------|
| 1) 日本外科学会定期学術集会 | 10単位 |
| 2) 日本外科学会卒後教育セミナー | 10単位 |
| 3) 日本臨床外科学会 | 5単位 |
| 4) 日本消化器外科学会 | 5単位 |
| 5) 日本胸部外科学会 | 5単位 |
| 6) 日本小児外科学会 | 5単位 |
| 7) 日本心臓血管外科学会 | 5単位 |

- 8) 日本呼吸器外科学会 5 単位
 9) 日本血管外科学会 5 単位
 10) 日本内分泌外科学会 5 単位
 11) 日本乳癌学会 5 単位
 12) 日本医学会 5 単位
 13) 本項第 1 号から第 12 号までに掲げた学会の生涯研修などの教育行事 5 単位
- 3 特例初回認定申請者については、本条第 1 項の規定を適用しない。
- 4 申請時において、満 65 歳に達している更新認定申請者は、本条第 2 項の規定にかかわらず、研修実績を有していることを要しない。
- 5 専門医の資格を喪失した者であって、改めて専門医の認定を申請する者には、規則第 8 条、第 15 条及び施行規定第 20 条、第 21 条及び本条第 1 項から第 2 項までを準用する。ただし、この場合、本条第 1 項に定める修練の実績は、修練開始登録を申請した日から算定する。
- 6 規則第 59 条によって専門医として認定され、かつ、専門医の資格を喪失した者であって、改めて専門医の認定を申請する者には、平成 22 年度までは、規則第 59 条を準用する。
- 7 本条第 2 項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない理由のため、更新認定申請者及び更新登録申請者並びに暫定登録申請者が本条第 2 項の研修単位の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書(以下、証書と略記)、その他については証明できない理由の説明書(以下、説明書と略記)を添付した更新認定申請書類を提出することができる。
- 8 認定委員会は、証書又は説明書を添付した更新認定申請書類及び更新登録申請書類並びに暫定登録申請書類を受理したときは、規則第 15 条第 5 項及び第 47 条並びに第 52 条第 2 項の各号に定める更新認定書類及び更新登録申請書類並びに暫定登録申請書類のほか、証書又は説明書について審査し、証書又は説明書の理由を正当と認めるときに限って、専門医として認定することができる。
- 9 本条第 2 項に規定された研修実績は、申請時から遡って 5 年前の 3 月 1 日以降に開催された学術集会から算定することができる。
- 第 23 条** 認定申請者の指導責任者は、認定委員会の要請を受けたときは、認定申請者についての意見書を、認定委員会に提出しなければならない。

第 4 章 指定施設及び関連施設の指定

第 1 節 指定施設及び関連施設の審査と指定

- 第 24 条** 指定委員の定数は、各地区につき 2 名又は 3 名とし、理事会の議決を経て、理事長が決定する。
- 第 25 条** 指定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の指定施設及び関連施設の指定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。
- 第 26 条** 指定委員会は、第 33 条に定める申請期日までに提出された指定施設指定申請書類及び関連施設指定申請書類について、不備のないことを確認する。
- 2 指定委員会は、指定施設指定申請書類を、地区別及び年度別に区分して、事務所に、受理した日から 3 年間、保管する。
- 3 指定委員会は、関連施設指定申請書類を、地区別及び年度別に区分して、事務所に、受理した日から 1 年間、保管する。
- 第 27 条** 指定委員会の委員長(以下、指定委員長と略記)は、指定委員会の議決を経て、各地区の指定施設地区審査委員(以下、地区指定委員と略記)を選任することができる。
- 2 地区指定委員は、認定委員会の試験委員と相互に兼ねることができる。
- 3 地区指定委員の任期は、指定委員の任期に準ずる。
- 第 28 条** 指定委員長は、指定施設及び関連施設の指定の業務を統括する。
- 第 29 条** 指定委員会副委員長は、指定委員長を補佐し、指定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 第 30 条** 指定委員会は、指定申請施設及び関連申請施設について、規則第 22 条に規定された修練実施計画を含み、書類検査によって審査を行う。
- 2 指定施設及び関連施設の指定の業務は、申請が行われた年の 12 月 31 日までに完了しなければならない。
- 第 31 条** 地区指定委員は、指定委員会を補佐し、指定施設及び関連施設の指定の業務を分掌する。
- 2 地区指定委員は、指定委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第 32 条** 指定委員会は、公開しない。

第2節 指定施設の申請

- 第33条** 指定申請施設の指導責任者は、指定の審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、指定施設指定申請書類を提出しなければならない。
- 2 関連申請施設の指導責任者が、関連施設の指定の審査を受けようとするときは、指定の審査を受けようとする年の8月31日の午後5時までに必ず到着するよう、関連施設指定申請書類を提出しなければならない。
- 第34条** 指定施設証の有効期間の満了に伴い、改めて指定施設の指定を申請しようとする指導責任者は、前条第1項の期日までに、規則第28条の規定にしたがって、指定施設指定申請書類を提出しなければならない。
- 2 関連施設証の有効期間の満了に伴い、改めて関連施設の指定を申請しようとする指導責任者は、前条第2項の期日までに、規則第28条の規定にしたがって、関連施設指定申請書類を提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、規則第29条第3項の規定にしたがって、改めて関連施設の指定を申請しようとする指導責任者は、そのつど、規則第28条の規定にしたがって、関連施設指定申請書類を提出しなければならない。
- 第35条** 指導責任者が編成する修練実施計画は、第22条第1項の規定をすべて満足したものでなければならない。

第5章 指導医の選定

第1節 指導医の審査と選定

- 第36条** 選定委員の定数は、各地区につき2名又は3名とし、理事会の議決を経て、理事長が決定する。
- 第37条** 選定委員会は、毎年、合議によって、次の年度の指導医の選定の業務に関する要綱を決定し、機関誌及び会告によって会員に公告する。
- 第38条** 選定委員会は、第42条に定める申請期日までに提出された初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類について、不備のないことを確認する。
- 2 選定委員会は、初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類を、地区別に区分して、事務所に、受理した日から1年間、保管す

る。

- 第39条** 選定委員会の委員長は、指導医の選定の業務を統括する。
- 2 選定委員会副委員長は、選定委員会の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 第40条** 指導医の選定の業務は、申請が行われた年の12月31日までに完了しなければならない。
- 第41条** 選定委員会は、公開しない。

第2節 指導医の申請

- 第42条** 初回選定申請者及び更新選定申請者並びに特例更新選定申請者は、審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう、初回選定申請書類又は更新選定申請書類若しくは特例更新選定申請書類を提出しなければならない。
- 第43条** 初回選定申請者及び更新選定申請者並びに特例更新選定申請者は、申請手数料として10,000円を納付しなければならない。
- 第44条** 初回選定申請者は、規則第34条第1項第3号に規定された「通算10年以上」の勤務期間中、少なくとも通算3年以上は指定施設に勤務して、臨床外科診療に従事した者でなければならない。
- 第45条** 初回選定申請者は、申請時において、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。
- 1) 業績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、第22条第2項第1号から第11号までに掲げた学会の機関誌又はこれに準ずると選定委員会が認めた学術刊行物に、5篇以上の外科学に関する研究論文を、筆頭者として発表している者であること。
 - 2) 研修実績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、5回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者であること。
 - 3) 診療経験として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、500例以上の手術に従事し、かつ、そのうち術者として150例以上の経験を有する者であること。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、本会卒後教育セミナーを受講したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項第2号の参加回数に加算することができる。ただし、春

季に行われた本会卒後教育セミナーについては、その年度の本会の定期学術集會に出席することができなかった場合に限って、これを加算することができるものとする。

- 3 本条第1項第2号の規定にかかわらず、初回選定申請者は、専門医又は認定医の認定を受けた後に、日本医学会総會に出席したことを参加証（写）又は証明書によって証明できる場合は、前項に準じる。
- 4 本条第2項及び第3項に定める加算は、申請時において、専門医又は認定医の認定を受けた後に、1回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証（写）又は証明書によって証明できる者でなければ行うことができない。
- 5 更新選定申請者及び特例更新選定申請者は、申請時において、過去5年の間に、次の各号の業績及び研修実績並びに診療経験を有していなければならない。
 - 1) 業績として、本条第1項第1号に定める学術刊行物に、2篇以上の外科学に関する研究論文を發表している者であること。
 - 2) 研修実績として、3回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。
 - 3) 診療経験として、100例以上の手術に従事するか、又は指導した経験を有する者であること。
- 6 更新選定申請者及び特例更新選定申請者は、前項の規定にかかわらず、申請時において、過去5年の間に、第22条第2項の各号の学術集會に出席したことを参加証（写）又は証明書によって証明できる場合は、これを前項の参加回数に加算することができる。ただし、本項に定める加算は、申請時において、過去5年の間に、1回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証（写）又は証明書によって証明できる者でなければ行うことができない。
- 7 本条第5項及び第6項の規定にかかわらず、天災その他やむを得ない理由のため、更新選定申請者又は特例更新選定申請者が本条第5項第1号の業績又は同項第2号の研修実績若しくは同項第3号の診療経験あるいは第6項の研修実績の一部又は全部を証明できないときは、第22条第7項に規定された証書又は説明書を添付した更新選定申請書類又は特例更新選定申請書類を提出することができる。
- 8 選定委員会は、証書又は説明書を添付した更新選定申請書類又は特例更新選定申請書類を受理したときは、規則第40条第2項及び第3項の各号に定める

更新選定申請書類又は特例更新選定申請書類のほか、証書又は説明書について審査し、証書又は説明書の理由を正当と認めるときに限って、指導医として選定することができる。

- 9 本条第1項、第2項及び第3項に規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、専門医又は認定医の認定を受けた年度の3月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集會並びに同日以降に行った診療経験から算定することができる。
- 10 本条第5項及び第6項に規定された業績及び研修実績並びに診療経験は、指導医の選定を受けた年度の3月1日以降に刊行された学術刊行物及び同時に開催された学術集會並びに同日以降に行った診療経験から算出することができる。

第46条 選定申請者の指導責任者は、選定委員會から要請を受けたときは、選定申請者についての意見を、選定委員會に提出しなければならない。

第6章 修練開始登録申請料及び認定料並びに選定料等

第47条 会員でない者が修練開始登録申請書を提出するときは、修練開始登録申請料として60,000円を納付しなければならない。

第48条 規則第16条第1項によって専門医として認定された者の認定料は、40,000円とする。

2 規則第16条第2項及び第59条によって専門医として認定された者の認定料は、10,000円とする。

3 規則第45条及び第48条によって認定登録医として登録された者の登録料は、10,000円とする。

第49条 指導医として選定された者の選定料は、20,000円とする。

第50条 氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、予備試験合格証、専門医認定証、本会指導医選定証、本会認定登録医登録証又は本会認定医認定証の再交付を求めるときは、氏名変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書、毀損についてはその予備試験合格証、専門医認定証、本会指導医選定証、本会認定登録医登録証又は本会認定医認定証、その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

2 名称変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため、本会指定施設証又は本会関連施設証の再交付を求めるときは、名称変更については公的機関の発行した証明書、天災については公的機関の発

行した被災証明書又は証書，毀損についてはその本会指定施設証又は本会関連施設証，その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる。

- 3 理事長は，本条第1項又は第2項の規定による申請を受理したときは，理由を正当と認めたとときに限って，予備試験合格証，専門医認定証，本会指導医選定証，本会認定登録医登録証，本会認定医認定証，本会指定施設証又は本会関連施設証を再交付する。
- 4 前項の規定によって予備試験合格証，専門医認定証，本会指導医選定証，本会認定登録医登録証，本会認定医認定証，本会指定施設証又は本会関連施設証が再交付されたときは，直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない。
- 5 予備試験の合格，専門医の認定，指導医の選定，認定登録医の登録，認定医の認定及び指定施設又は関連施設の指定を証明する証明書の発行並びに規則第17条第3項による英文の専門医認定証の交付を求めるときは，証明書発行手数料として1部あたり500円を納付しなければならない。
- 6 既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は，いかなる理由があっても返還しない。

第7章 特例措置による専門医の申請等

- 第51条** 特例初回認定申請者は，審査を受けようとする年の7月31日の午後5時までに必ず到着するよう，認定申請書類を認定委員会に提出しなければならない。
- 2 特例初回認定申請者は，認定委員会が定めた期日までに，初回申請手数料として20,000円を納付しなければならない。ただし，既納の申請手数料は，いかなる理由があっても返還しない。
 - 3 特例初回認定申請者が，社団法人日本外科学会認定医制度規則によって認定された日本外科学会認定医であることを，規則第59条第2項に定める認定申請書類に本会認定医認定証（写）を添付して申し立てたときは，前項の規定にかかわらず，その者の初回認定申請手数料は10,000円とする。前項ただし書の規定は，この場合に準用する。

第8章 期日の特例

- 第52条** 規則及びこの規定に規定された期日が土曜日，日曜日又は祝日であるときは，次の月曜日と読み替えるものとする。

第9章 規定の変更と疑義の処理

第53条 この規定は，専門医制度委員会及び理事会の議決によって変更することができる。

第54条 この規定の施行について疑義を生じたときは，専門医制度委員会及び理事会の議決によって決する。

第55条 この規定に次の各号の変更を行う。

- 1) 第13条第1項を「認定委員会は，第20条及び第51条に定める申請期日までに提出された初回認定申請書類，更新認定申請書類，移行認定申請書類，更新登録申請書類，暫定登録申請書類，及び特例初回認定申請書類について，不備のないことを確認する。」と読み替える。
- 2) 第13条第2項を「認定委員会は，初回認定申請書類，更新認定申請書類，移行認定申請書類，更新登録申請書類，暫定登録申請書類，及び特例初回認定申請書類を，事務所に，受理した日から1年間，保管する。」と読み替える。
- 3) 第18条第2項を「認定委員会は，更新認定申請者，移行認定申請者，更新登録申請者及び暫定登録申請者について審査を行う。」と読み替える。
- 4) 第20条を「専門医の認定又は認定登録医の登録を申請する者は，特例初回認定申請者を除き，審査を受けようとする年の6月10日の午後5時までに必ず到着するよう，初回認定申請書類，更新認定申請書類，移行認定申請書類，更新登録申請書類又は暫定登録申請書類を認定委員会に提出しなければならない。」と読み替える。
- 5) 第21条第2項を「更新認定申請者，移行認定申請者，更新登録申請者及び暫定登録申請者は，認定委員会が定めた期日までに，申請手数料として10,000円を納付しなければならない。」と読み替える。
- 6) 第22条第2項を「更新認定申請者は，申請時において，次の各号の診療経験及び研修実績を有していなければならない。
 - 1) 診療経験
過去5年の間に，100例以上の手術に従事していること。
 - 2) 研修実績
過去5年の間に，日本外科学会定期学術集會に，1回以上，出席したことを必須とし，かつ，本号に定める学術集會に出席し，合計して30単位以上を有していること。ただし，本号に定める単位は，各号の学術集會の1回の出席について所

定の単位を算定するものとし、かつ、すべて参加証(写)又は証明書によって出席したことを証明できる者でなければならない。

- イ) 日本外科学会定期学術集会 10 単位
- ロ) 日本外科学会卒後教育セミナー 10 単位
- ハ) 日本臨床外科学会 5 単位
- ニ) 日本消化器外科学会 5 単位
- ホ) 日本胸部外科学会 5 単位
- ヘ) 日本小児外科学会 5 単位
- ト) 日本心臓血管外科学会 5 単位
- チ) 日本呼吸器外科学会 5 単位
- リ) 日本血管外科学会 5 単位
- ヌ) 日本内分泌外科学会 5 単位
- ル) 日本乳癌学会 5 単位
- ヲ) 日本医学会 5 単位
- ワ) 本号イからワまでに掲げた学会の生涯研修などの教育行事 5 単位」と読み替える。

- 7) 第 22 条第 3 項として「移行認定申請者は、申請時において、前項第 1 号の診療経験を有していなければならない。」を加え、以下を繰り下げる。
 - 8) 第 22 条第 4 項として「更新登録申請者及び暫定登録申請者は、申請時において、本条第 2 項第 2 号の研修実績を有していなければならない。」を加える。
 - 9) 第 45 条第 1 項第 1 号を「業績として、専門医又は認定医の認定を受けた後に、第 22 条第 2 項第 2 号イからワまでに掲げた学会の機関誌又はこれに準ずると選定委員会が認めた学術刊行物に、5 篇以上の外科学に関する研究論文を、筆頭者として発表している者であること。」と読み替える。
 - 10) 第 45 条第 6 項を「更新選定申請者は、前項の規定にかかわらず、申請時において、過去 5 年の間に、第 22 条第 2 項第 2 号イからワまでの学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる場合は、これを前項の参加回数に加算することができる。ただし、本項に定める加算は、申請時において、過去 5 年の間に 1 回以上、本会の定期学術集會に出席したことを参加証(写)又は証明書によって証明できる者でなければ行いうことができない。」と読み替える。
- 2 前項第 1 号から第 10 号は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
 - 3 第 22 条第 4 項の規定は、平成 24 年 3 月 1 日から適用しない。
 - 4 規則第 8 条第 2 項及び施行規定第 22 条第 5 項並び

に第 6 項の規定にかかわらず、平成 25 年度までは、専門医の資格を喪失した者のうち、規則第 8 条第 3 項の申請を行わなかったために資格を喪失した者であって、かつ、資格喪失後、2 年以内に専門医の認定を申請する者は、申請時において、本項第 2 号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 2) 前号の規定によって専門医の認定を申請する者(以下、特例更新認定申請者と略記)は、申請時において、本号に定めるすべての資格を満足する者であることを要する。
 - イ) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。
 - ロ) 専門医であったことを専門医認定証によって証明できる者であること。
 - ハ) 過去 5 年の間に、第 22 条第 2 項及び第 7 項並びに第 9 項に定める研修実績を有する者であること。
 - ニ) 平成 23 年度までに専門医を喪失した者であること。
- 3) 特例更新認定申請者は、本号に定めるすべての申請書類(以下、特例更新認定申請書類と略記)を認定委員会に提出し、申請手数料として 10,000 円を納付しなければならない。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
 - イ) 特例更新認定申請書
 - ロ) 履歴書
 - ハ) 医師免許証(写)
 - ニ) 専門医認定証(写)
 - ホ) 別に定める研修実績証明書類(写)
 - ヘ) 業績目録
- 4) 認定委員会は、規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、毎年 1 回、特例更新認定申請書類によって審査を行い、専門医として必要な条件を満足する者を、専門医として認定する。
- 5) 認定委員会は、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次号に定める申請期日までに提出された特例更新認定申請書類について、不備のないことを確認し、事務所に、受理した日から 1 年間、保管する。
- 6) 特例更新認定申請者は、第 20 条の規定にかかわらず、審査を受けようとする年の 6 月 10 日の午後 5 時までに必ず到着するよう、特例更新認定申請書類を提出しなければならない。
- 7) 認定委員会は、第 22 条第 8 項の規定にかかわらず、証書又は説明書を添付した特例更新認定申請

書類を受理したときは、特例更新認定申請書類のほか、証書又は説明書について審査し、証書又は説明書の理由を正当と認めるときに限って、専門医として認定することができる。

第56条 この施行規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附 則

- 1 この規定は、平成14年4月23日から施行する。
- 2 この規定は、平成14年5月16日から改正する。
- 3 この規定は、平成15年3月27日から改正する。
- 4 この規定は、平成15年5月6日から改正する。
- 5 この規定は、平成16年2月3日から改正する。
- 6 この規定は、平成16年4月6日から改正する。
- 7 この規定は、平成16年7月16日から改正する。
- 8 この規定は、平成16年11月19日から改正する。
- 9 この規定は、平成17年4月11日から改正する。
- 10 この規定は、平成18年1月24日から改正する。
- 11 この規定は、平成18年3月22日から改正する。
- 12 この規定は、平成18年3月28日から改正する。
- 13 この規定は、平成19年2月27日から改正する。
ただし、平成19年4月9日付定款変更にかかる改正事項については、文部科学大臣の変更認可のあった日から施行する。
- 14 この規定は、平成21年1月21日から改正する。
- 15 この規定は、平成21年3月11日から改正する。
ただし、平成21年4月1日付外科専門医制度規則改正にかかる改正事項については、外科専門医制度規則の改正のあった日から施行する。
- 16 この規定は、平成21年7月6日から改正する。
- 17 この規定は、平成22年4月7日から改正する。